

第3章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1 計画の概要

庄内空港及びその周辺、若しくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、町が県、消防機関、県警察署、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関と合同で実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

町及び消防団は、空港管理者が定期的に、県、消防機関、県警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関と合同で実施する防災訓練に参加し、相互の連携を強化する。

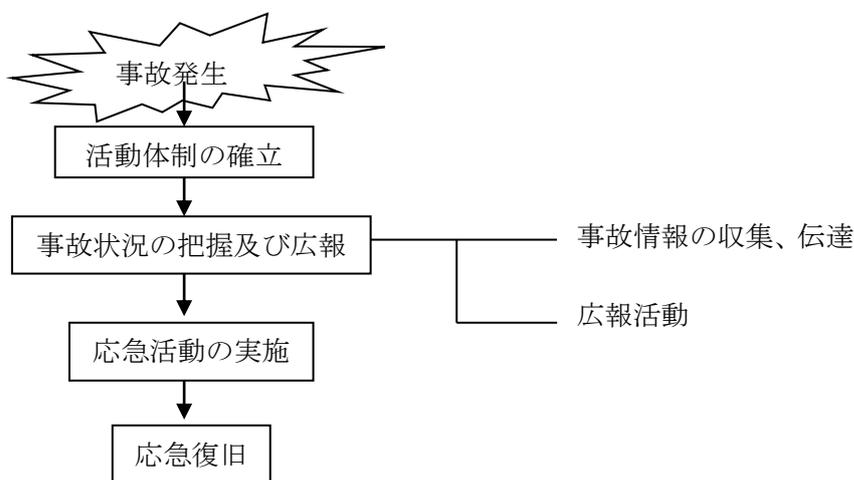
また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

第2節 航空災害応急対策計画

1 計画の概要

庄内空港及びその周辺、若しくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、町、県、消防機関、県警察署、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 航空災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

空港内及びその周辺で大規模な航空機事故が発生し、消火及び救難等の救援救助を強力に行う必要がある場合、町及び消防団は、「庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき出動する。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施で

きないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

4 事故状況の把握及び広報

(1) 町は、県（空港事務所）が収集した被害情報の通報を受け、消防団等に伝達する。

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- ① 事故発生時刻
- ② 事故発生場所
- ③ 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- ④ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- ⑤ 機種及び搭載燃料
- ⑥ 搭載している危険物
- ⑦ 運航会社名及び便名

(2) 広報活動

① 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、町、県、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

② 周辺住民、乗客等への広報

町、県及び県警察等の関係機関は、次の事項について、必要に応じ報道機関の協力を得て広報を行う。

(ア) 避難の指示、勧告

a 空港内及びその周辺での事故発生

空港内で事故が発生した場合は、空港事務所及び関係警察署、また、その周辺で事故が発生した場合は、町及び管轄警察署又は空港事務所が避難勧告等の指示を行うとともに、県は必要に応じて、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

b a以外での事故発生

事故発生地の町及び管轄警察署は、広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、県は必要に応じて、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

5 応急活動の実施

庄内空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置するなど、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

6 応急復旧

町は、県空港事務所が実施する、被害を受けた施設の機能回復のための応急復旧を支援する。